

平成28年度第3回神戸市大規模小売店舗等立地審議会議事要旨

1. 開会及び閉会の日時並びに会議の場所

日時 平成28年12月2日(金) 午後2時から午後3時30分まで

場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館14階 AV特別会議室

2. 出席及び欠席委員氏名

出席委員	会長	西村 順二	森本 政之	佐藤 容子	宮前 保子
欠席委員		喜多 秀行	末包 伸吾	田中 智子	崔 相鐵

3. 出席した職員の職名

<「大規模小売店舗立地法」に基づく届出案件>

神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員 8名

(兵庫県警察本部交通部交通規制課長、環境局環境保全部環境保全指導課長、建設局道路部計画課調整担当課長、建設局道路部計画課指導担当課長、住宅都市局計画部計画課長、住宅都市局計画部まちのデザイン課長、住宅都市局建築指導部建築安全課長、経済観光局経済部企画担当課長、代理出席含む)

みなと総局経営企画部分譲推進担当部長 (代理出席)

経済観光局経済部経済政策課関係職員 3名

4. 傍聴者 2名

5. 議事次第

(1)開会及び定足数の確認

(2)議事

①「大規模小売店舗立地法」に基づく届出案件

審議案件 第190号案件「(仮称)ドラッグコスモス水谷店」新設届
第191号案件「(仮称)マックスバリュ垂水店」新設届
第192号案件「(仮称)ライフ須磨区大池町店」新設届
第194号案件「(仮称)東京インテリア家具神戸店」新設届

② その他

(3)閉会

6. 議事要旨

(1)大規模小売店舗立地法届出案件 審議案件第190号案件「(仮称)ドラッグコスモス水谷店」新設届について

平成28年度第1回審議会において、委員から質疑のあった「近隣住宅への配慮」、「騒音予測」について、事業者と神戸市の回答及び、あらかじめ神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について、次のとおり審議された。結論としては、審議会として「意見なし」。

①騒音予測について

(委員) 前回の質疑に対する回答で「騒音レベルが変動する機器で、そのうち最大値がカタログ等に記載されている場合は、単独で評価する」とのことだが、どういう意味か。

(運用協議会委員) 通常の定常騒音レベルがカタログに記載されていれば合成を行い、最大値等で記載があればその最大値を夜間最大値とするということである。

(委員) 最大値の記載があっても、例えば自動車ドアの開閉音と設備機器から出る定常的な音とは異なる。どういう性質の音かが重要ではないのか。

(運用協議会委員)変動騒音であれば1台だけ最大のものをとり、定常騒音の場合は合成値をとり、夜間の最大値とする。

(会 長) 事業者に趣旨がきちんと伝わっているのか。

(運用協議会委員)当案件以降はそのような形で指導している。

(委 員) 資料を見ると最大値「等」との記載があるが、こういった記載の場合はどうするのか。

(運用協議会委員)内容の確認が出来ない場合はメーカーに問合せを行う。

(委 員) 当案件については相当低い数字のため、騒音を合成しても結果的には基準を超えないと思うが、微妙な数字の場合などは利いてくると思うので、注意をお願いしたい。

(運用協議会委員) 確認していきたい。

②審議まとめ

(会 長) これまでの審議会での審議経過を踏まえ、審議会としては意見を述べる必要がないということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) それでは「(仮称)ドラッグコスモス水谷店」新設届については意見なしと市長に報告させていただく。

(2) 大規模小売店舗立地法届出案件 審議案件第191号案件「(仮称)マックスバリュ垂水下畑店」新設届について

平成28年度第1回審議会において、委員から質疑のあった「緑化計画」について、事業者からの回答及び、あらかじめ神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について、次のとおり審議された。

結論としては、審議会として「意見なし」。

①審議まとめ

(会 長) これまでの審議会での審議経過を踏まえ、審議会としては意見を述べる必要がないということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) それでは「(仮称)マックスバリュ垂水下畑店」新設届については意見なしと市長に報告させていただく。

(3) 大規模小売店舗立地法届出案件 審議案件第192号案件「(仮称)ライフ須磨区大池町店」新設届について

平成28年度第1回審議会において、委員から質疑のあった「緑化計画」について、事業者からの回答及び、あらかじめ神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について、次のとおり審議された。

結論としては、審議会として「意見なし」。

ただし、審議会終了後に会長及び関係委員と事務局で調整を行った結果、「壁面緑化を行う壁面の垂直面が高く、計画どおりに緑化されるまでに時間を要し、また市内の他店の状況から維持管理が難しいと思われるが、当初計画どおりの緑化が実現するよう努めること。」の要請事項を附すこととした。

①緑化計画について

(委 員) 立面図を見ると壁面緑化が高くまで計画されているが、非常に垂直面が高いところに緑化する場合、下から這い上がらせていくだけであれば上まで来るのにはかなり時間を要することになる。どういった方法で緑化を行うか確認は行っているか。

(事務局)下からワイヤーで上げていく方法を取ると確認している。他店舗で実績があるということで市内のライフ4店舗の現地確認を行ったが、半数は緑化の痕跡はあるが、木がなくなっていたり枯れていた。

(委 員) 高さが6メートルを超えているため緑化に時間がかかり、また成功することも難しい

と考えられるため、市内他店舗の状況に対するコメントを付け、緑化が満足できるように、維持管理に努めるようにと要請しておくべきではないか。

②審議まとめ

(会 長) これまでの審議会での審議の経過と本日の意見を踏まえ、基本的には審議会としては意見を述べる必要がない、ただし壁面緑化については、実現担保性ということを考えていただきたいという要望事項をつけさせていただくということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) それでは「(仮称) ライフ須磨区大池町店」新設届についてはその形で市長に報告させていただく。

(4) 大規模小売店舗立地法届出案件 審議案件第194号案件「(仮称)東京インテリア家具神戸店」新設届について

平成28年度第2回審議会において、委員から質疑のあった「緑化計画」について、事業者からの回答及び、あらかじめ神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について、次のとおり審議された。

結論としては、審議会として「意見なし」。

①審議まとめ

(会 長) これまでの審議会での審議経過を踏まえ、審議会としては意見を述べる必要がないということによろしいか。

(委 員) 異議なし。

(会 長) それでは「(仮称) 東京インテリア家具神戸店」新設届については意見なしと市長に報告させていただく。

(5) その他「緑化計画図」について

(委 員) 平面図で緑の部分には緑化を行うことはわかるが、緑化するのが一面芝生やヘデラ等とは違い、一部に高木等を植える計画がある場合、どこに何を植えるのかが分かる図面をいただくことはできないのか。

(事務局) そこまで事業者に求めている状況である。

(委 員) 事前に資料をいただいた際に、事務局に質問すればよいか。

(事務局) 事業者は資料を持っていても、事務局が提出を求めている場合もあると考えられるので確認する。

(会 長) 計画の進捗等にも寄ると思うが、可能な限り実態に近い形で情報提供いただきたい。